b_4　２号認定子ども数（３歳・公立・標準時間）のうち「第３階層」の「第２子」の「ひとり親世帯等以外」の数

b_5　２号認定子ども数（３歳・公立・標準時間）のうち「第４階層」の「市町村民税所得割課税額57,700円未満世帯」の「第１子」の「ひとり親世帯等以外」の数

b_6　２号認定子ども数（３歳・公立・標準時間）のうち「第４階層」の「市町村民税所得割課税額57,700円未満世帯」の「第１子」の「ひとり親世帯等」の数

b_7　２号認定子ども数（３歳・公立・標準時間）のうち「第４階層」の「市町村民税所得割課税額57,700円未満世帯」の「第２子」の「ひとり親世帯等以外」の数

b_8　２号認定子ども数（３歳・公立・標準時間）のうち「第４階層」の「市町村民税所得割課税額57,700円以上世帯」の「第１子」の数

b_9　２号認定子ども数（３歳・公立・標準時間）のうち「第４階層」の「市町村民税所得割課税額57,700円以上世帯」の「第２子」の数

b_{10}　２号認定子ども数（３歳・公立・標準時間）のうち「第５階層」の「第１子」の数

b_{11}　２号認定子ども数（３歳・公立・標準時間）のうち「第５階層」の「第２子」の数

b_{12}　２号認定子ども数（３歳・公立・標準時間）のうち「第６階層」の「第１子」の数

b_{13}　２号認定子ども数（３歳・公立・標準時間）のうち「第６階層」の「第２子」の数

b_{14}　２号認定子ども数（３歳・公立・標準時間）のうち「第７階層」の「第１子」の数

b_{15}　２号認定子ども数（３歳・公立・標準時間）のうち「第７階層」の「第２子」の数

b_{16}　２号認定子ども数（３歳・公立・標準時間）のうち「第８階層」の「第１子」の数

b_{17}　２号認定子ども数（３歳・公立・標準時間）のうち「第８階層」の「第２子」の数

b_{18}　２号認定子ども数（３歳・公立）の「保育短時間」（以下「２号認定子ども数（３歳・公立・短時間）」という。）のうち「第２階層」の「第１子」の「ひとり親世帯等以外」の数

b_{19}　２号認定子ども数（３歳・公立・短時間）のうち「第３階層」の「第１子」の「ひとり親世帯等以外」の数

b_{20}　２号認定子ども数（３歳・公立・短時間）のうち「第３階層」の「第１子」の「ひとり親世帯等」の数

b_{21}　２号認定子ども数（３歳・公立・短時間）のうち「第３階層」の「第２子」の「ひとり親世帯等以外」の数

b_{22}　２号認定子ども数（３歳・公立・短時間）のうち「第４階層」の「所得割57,700円未満」の「第１子」の「ひとり親世帯等以外」の数

b_{23}　２号認定子ども数（３歳・公立・短時間）のうち「第４階層」の「所得割57,700円未満」の「第１子」の「ひとり親世帯等」の数

b_{24}　２号認定子ども数（３歳・公立・短時間）のうち「第４階層」の「所得割57,700円未満」の「第２子」の「ひとり親世帯等以外」の数

b_{25}　２号認定子ども数（３歳・公立・短時間）のうち「第４階層」の「所得割57,700円以上」の「第１子」の数

b_{26}　２号認定子ども数（３歳・公立・短時間）のうち「第４階層」の「所得割57,700円以上」の「第２子」の数

b_{27}　２号認定子ども数（３歳・公立・短時間）のうち「第５階層」の「第１子」の数

b_{28}　２号認定子ども数（３歳・公立・短時間）のうち「第５階層」の「第２子」の数

b_{29}　２号認定子ども数（３歳・公立・短時間）のうち「第６階層」の「第１子」の数

b_{30}　２号認定子ども数（３歳・公立・短時間）のうち「第６階層」の「第２子」の数

b_{31}　２号認定子ども数（３歳・公立・短時間）のうち「第７階層」の「第１子」の数

b_{32}　２号認定子ども数（３歳・公立・短時間）のうち「第７階層」の「第２子」の数

b_{33}　２号認定子ども数（３歳・公立・短時間）のうち「第８階層」の「第１子」の数

b_{34}　２号認定子ども数（３歳・公立・短時間）のうち「第８階層」の「第２子」の数

c　２号認定子ども数（３歳・公立）のうち「合計」の数

α_n　別表第二のイ欄に定める月額単価

H　次の算式によって算定した額

算式

$a\times b_1/c\times 9{,}000円\times 6+a\times b_2/c\times 9{,}000円\times 6$

$a\times b_1/c$及び$a\times b_2/c$に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

a　基礎数値等調査に基づいて報告された「05―１　教育保育給付（３号・公立）」の「令和元年10月１日時点児童数」の数

b_1　基礎数値等調査に基づいて報告された「05―１　教育保育給付（３号・公立）」の「平成31年４月１日時点所得階層ごと児童数」（以下「３号認定子ども数（公立）」という。）のうち「保育標準時間」の「第２階層」の「第１子」の「ひとり親世帯等以外」の数（aが１以上かつ３号認定子ども数（公立）が０のときは、総務大臣が通知した数とする。算式の符号Hの算式の符号中b_2及びcにおいて同じ。）

b_2　３号認定子ども数（公立）のうち「保育短時間」の「第２階層」の「第１子」の「ひとり親世帯等以外」の数

c　３号認定子ども数（公立）のうち「合計」の数

11　法附則第十五条第三項第一号の総務省令で定める施設等利用給付認定保護者の経済的負担の軽減に要する費用として次の算式によって算定した額

算式

$$A+\sum_{n=1}^{6}(B_n\times 25{,}700円\times 6)-C\times 12{,}700円$$

$B_n\times 25{,}700円\times 6$及び$C\times 12{,}700円$に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　次の算式によって算定した額

算式

$$\sum_{n=1}^{24}(a_n\times\alpha_n\times 6)\ /\ 4$$

$a_n\times\alpha_n\times 6$及び$\sum_{n=1}^{24}(a_n\times\alpha_n\times 6)\ /\ 4$に千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

a_1　基礎数値等調査に基づいて報告された「07　施設等利用給付・地域子ども・子育て支援事業（補足給付）」の「施設等利用給付」の「給付対象児童数」（以下「施設等利用給付対象子ども数」という。）のうち「第１号認定」の「新制度未移行幼稚園」の「私立」の数

a_2　施設等利用給付対象子ども数のうち「第１号認定」の「特別支援学校」の「私立」の数